

# 報酬等に関する開示事項

## 1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

### (1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

#### ① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役及び監査役であります。なお、社外取締役及び社外監査役を除いております。また、当事業年度に退任した取締役も含めます。

#### ② 「対象従業員等」の範囲

当行（グループ）では、対象役員以外の当行の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員及び従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

#### (ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行の連結総資産に対する連結子法人等の総資産の割合が2%を超えるものとしております。

なお、主要な連結子法人等に該当する会社はありません。

#### (イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役職員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

#### (ウ) 「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

### (2) 対象役職員の報酬等の決定について

#### 対象役職員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額（上限額）を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。また、監査役報酬の個人別の配分については、監査役会の協議に一任されております。

### (3) 報酬委員会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数 (2024年4月～2025年3月)
取締役会	1回

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載していません。

## 2. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項

### (1) 報酬等に関する方針について

#### 「対象役員」の報酬等に関する方針

基本報酬は、役員としての職務内容・人物評価・業務実績等を勘案して決定しております。

株式報酬等は中長期的な業績向上への貢献意欲をより一層高めることを目的として、信託の仕組みを利用し、役位や業績目標の達成度等に応じて当行株式等が原則として役員の選退任時に交付される制度となっております。

また、基本報酬は、株主総会の決議によって定められた報酬限度額の範囲内において、取締役は取締役会、監査役は監査役会の協議によって決定しております。

なお、2021年6月25日の当行取締役会にて新たに業績連動賞与の導入を決議したことにより、報酬の構成は、固定部分である基本報酬、変動部分である業績連動賞与、及び一部業績に連動する株式報酬となります。

## 3. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

### (1) 対象役職員の報酬等の決定における業績連動部分について

対象役職員の報酬等の額のうち業績連動部分について、リスク管理に影響を及ぼす可能性のある報酬体系とはしていません。

## 4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)

区分	人数	報酬等の 総額 (百万円)	固定報酬 の総額				その他
			基本報酬	ストック オプション	株式 報酬等		
対象役員	8	236	210	191	—	19	—

区分	変動報酬 の総額	基本報酬			賞与	株式 報酬等	その他	退職 慰労金	その他
		基本報酬	賞与	株式 報酬等					
対象役員	26	—	26	—	—	—	—	—	

(注) 株式報酬型ストックオプションの権利行使期間は以下のとおりであります。当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役職員の退職時まで繰延べることとしております。

	行使期間
株式会社武蔵野銀行 第4回新株予約権	2014年7月31日から 2039年7月30日まで
株式会社武蔵野銀行 第5回新株予約権	2015年7月30日から 2040年7月29日まで

## 5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。